

1 地域水産業再生委員会

組織名	佐世保市地域養殖漁業再生委員会
代表者名	会長 平野 重美

再生委員会の 構成員	佐世保市漁業協同組合、佐世保市相浦漁業協同組合、佐世保市南部漁業協同組合、針尾漁業協同組合、九十九島漁業協同組合、宇久小値賀漁業協同組合、佐世保市
オブザーバー	県北振興局水産業普及指導センター、佐世保餌料供給センター、長崎県総合水産試験場

※再生委員会規約及び推進体制の分かる資料を添付すること。

対象となる地域の範囲及び漁業の種類	佐世保市内養殖漁業経営体117（魚類84、貝類32、藻類1）
-------------------	--------------------------------

※策定時点で対象となる漁業者数も記載すること。

2 地域の現状

(1) 関連する水産業を取り巻く現状等

<p>(概況)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐世保市は静穏度の高いリアス式海岸が多く、非常に養殖に適した地形であることから、全国に先駆け昭和40年代から養殖漁業が行われてきた。 ・特に佐世保湾や佐世保の西岸域は養殖の餌となるイワシやカタクチイワシの好漁場であることから、この漁獲物を餌料として利用してきたことも発展の原動力となった。しかし、近年は燃油高騰や資材費の高騰、魚価安でどの養殖経営体も厳しい状況にある。 ・さらに全世界的に魚食普及が進んだこと、急激な円安とペルー沖アンチョビーの不漁によって養殖用餌料が高止まりし、さらに状況は悪くなっている。佐世保市の養殖漁業の特徴は、小規模経営体が多いことから、経営の効率化が進んでいない。また長年養殖業を同一漁場で実施してきたことから漁場の富栄養化が進み、毎年赤潮が頻発し、歩留りを左右し経営の一大リスク要因となっている。 <p>(魚類養殖)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚類養殖は、会社経営で行う比較的大規模な経営体と、トラフグの養殖にみられる家族型の小規模経営体に分類される。 ・販売先も市場流通主体から、自前の加工場でドレス処理して販売するなど、経営規模によって非常に多様である。魚類養殖は、長年にわたり同一漁場で事業を行っていることから、数年一度大規模な赤潮が発生し、被害が発生している。このため漁業者と、佐世保市水産センターがモニタリングを実施し、被害の回避に努めている。 ・なお平成24年度の統計では養殖トラフグの生産量は全国生産量の16%を占め、当年度では全国1位の生産量である。 <p>(貝類養殖)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐世保市では、リアス式海岸を利用した真珠やカキの養殖が古くからおこなわれている。

- ・近年の市内の貝類養殖は主にマガキ、イワガキ、ヒオウギ、真珠の養殖が行われている。
- ・真珠養殖以外は、専業で貝類を養殖している者はまれで、漁船漁業あるいは、魚類養殖との兼業が多い。貝類の生産量は、年間1,000 t 前後である。

平成23年度の東日本大震災以降

は、種カキの入手が一時不安定となったが、市の施設である水産センターがいち早く、種板

の

人工生産に着手し、全体の1割程度ではあったが、生産の安定に寄与した。佐世保市のカキ養殖は観光産業と密接な関係にあり、九十九島パールシーで開催される「かき食うカキ祭り」

や針尾地区で開催される魚介祭りなどの主役の食材となっている。

・特に西海パールシー公園で毎年実施されている野外でのカキ焼きは、全国のカキ祭りの先駆けとなった。この「九十九島カキ」は地域商標登録がなされており、佐世保市の戦略産品と

なっている。全国的な傾向であるが、現在カキ養殖に使用する種板の産地生産状況が不安定であり、これによって佐世保市のカキの養殖も非常に不安定なものになっている。

・東日本大震災後の種板が入手困難な時期の臨時的措置で始まった水産センターの人工生産種板であるが、3年を経た現在、非常に牛残が良く成長もいいという評価を得ており、今

3 活性化の取組方針

(1) 基本方針

本市の養殖漁業は地域の主要な産業であり、地域の安定雇用や、関連した多くの産業と密接なつながりがあり、養殖漁業の浮沈は地域経済にとって非常に大きな影響がある。

このため、持続的に産業が維持できるような取り組みは不可欠である。

しかし、養殖漁業は経営規模、営まれている業態によって経営内容や課題が異なり、統一した施策や取組の方向性がまとまりづらい面がある。そこで市内北部におおい家族型経営（主にトラフグを中心とした経営体）、市中心部に多い大規模経営（主にマダイ、ハマチ等の大規模複数魚種タイプ）、そして貝類の代表的な養殖カキ経営体に類別し、それぞれの所得向上のための方策や課題解決について5年間で所得向上10%が実現できるよう下記の4つとする。

【漁業収入向上のための取り組み】

① 付加価値向上

- ・水産物産地化・ブランド化事業の推進強化（トラフグ、イワガキ）
- ・既存加工施設のハサップ認証による販路拡大（九十九島漁協トラフグ、養殖魚類）
- ・将来の販路の拡大のための東アジア、北米向けの輸出の検討（養殖魚類、養殖かき）
- ・無給餌養殖（藻類、貝類）の推進
- ・養殖用餌料の供給安定のため、既存施設の効率的な運用を図る。
- ・国内及び国外（北米、アジア、ヨーロッパ）への販路拡大のための共同加工場の整備

② 生産力の向上

- ・漁業者と水産センターが協力強化による生産歩留まりの向上
- ・水産センターによる宮城系人工生産マガキ種板の増産⇒30万枚への実現
- ・無給餌養殖（藻類、貝類等）経営による経営の安定⇒6地区60経営体目標

【生産コストの削減】

③ 生産コストの削減

- ・漁業経営セーフティネット（燃油、配合飼料）への加入促進、省燃油活動と省エネ機器導入推進

【生産基盤の整備】

④ 漁業生産基盤の整備

漁港の維持管理

・漁港は、生産者が生産活動を行う上での重要な拠点であることから、漁業者と漁協及び市

は、漁港施設の適正な管理と利用に努める。また、市は将来の漁港施設の機能保全計画に基づく老朽化対策にとりくむことによって、低コストでの施設の維持管理に努める。

漁協の共同利用施設整備

・各地区に整備されている、荷捌き所、船揚げ場、製氷施設などの生産関連施設について

は、漁業者が生産を維持していく上で非常に重要な施設であることから、漁業者と漁協は適正な管

理に努める。今後の計画的な改修のための年次改修計画の策定に着手し、計画的な施設整備を図るとともに、施設の統廃合による効率的運用に努める。

(2) 漁獲努力量の削減・維持及びその効果に関する担保措置

漁業権行使規則

※プランの取組に関連する漁業調整規則や漁業調整委員会指示について記載する。

(3) 具体的な取組内容（毎年ごとに数値目標とともに記載）

1 年度（平成26年度）

（取組内容については、取組みの進捗状況や得られた成果等を踏まえ必要に応じ見直すこととする。）

漁業収入向上のための取組	<p>以下の取り組みを行い、基準年の収入維持を見込む。</p> <p>【全体的事項】</p> <p>◎ 生産歩留まりの向上 養殖業者は、佐世保市水産センターと協力し、漁場環境等のモニタリングを緊密に連携して行う。これにより、夏季及び冬季に発生する有害プランクトンや魚病の早期発見に努め歩留まり向上を図り、漁業所得の向上を目指す。</p> <p>また、養殖業者は、本年度佐世保市水産振興協議会や、市議会で要望があり設立された「水産センターあり方研究会」に外部有識者を参席し、次年度に市に対し、今後の市水産センターの在り方について答申書の提出を行う予定。</p> <p>◎ 養殖業者と市は、平成26年度に佐世保市と友好親善都市の締結を行った釜山広域市西区関係者と協調し、西区にある釜山広域市国際水産物卸売市場の関係者と意見交換を行い、水産物の販路拡大にむけ検討を行う。</p> <p>◎ 養殖業者と市は、各種媒体（新聞、テレビ、ラジオ、SNS等）を積極的に活用し、地元水産物の認知度向上に努める。</p> <p>◎ 養殖業者と漁協及び市の関係者は、将来の水産物の輸出のため、すでに輸出の実績がある鹿児島県東町漁協加工場の視察、意見交換を行い、本市の水産物輸出の可能性について検討する。</p> <p>【個別の所得向上の取り組み】</p> <p>魚類養殖</p> <p>① 養殖トラフグの取り組み</p> <ul style="list-style-type: none">・トラフグ養殖業者と漁協は、市のブランドとして認定を受けている「九十九島とらふぐ」のブランド化を一層推進し魚価の向上を図る。具体的には以下に 取り組む。 ・適正養殖業者認定を受けたトラフグ養殖業者によるブランド化協議会は、使用する餌、飼育方法や飼育記録管理の統一等を定めたブランド魚育成マニュアルの確立を進め、生産履歴の確認が可能な安心で安全な養殖トラフグの生産を 確立し販路開拓に取り組む。 ・漁協及びトラフグ養殖業者は、平成24年度から佐世保市ブランド化事業を 活用し地元ホテル旅館業組合、飲食食店等の協力店を募ってトラフグキャン <p>ペ</p>
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>ーンを実施し、地元でのトラフグ消費の拡大に引き続き取り組む。 ・また首都圏での販路開拓のため築地、市場卸会社やトラフグ専門店などに積極的に営業を行い、身欠き加工品の販路拡大を図る。 漁協は、トラフグを原料とした加工品の試作を行い、市民に対して漁協が用いる協が主催する魚祭り等を通じた試食会を実施するとともに加工品の価格やパッケージの検討を行う。</p> <p>② 魚食普及活動の取り組み ・佐世保市は長崎県第一位の生産量を誇る水産都市であるが、市民にはその認識がなく、このため今後、販路拡大を行う上で、地元での認知度向上を図ることは非常に重要なことである。 ・このため、養殖業者は市内小学校、中学校の給食に養殖トラフグを提供し、地元養殖魚の認知度向上と魚食普及の拡大を図る。また、漁業者は市水産課と協力して地元養殖魚を用いた魚料理教室を実施し、地元水産物の認知度向上と消費の拡大を図る。</p> <p>貝類養殖養殖</p> <p>③ イワガキの取り組み ・カキ養殖漁業者の夏季の収益向上による経営の安定のため、佐世保市水産センターがイワガキの試験生産を行い、シングルシードでの種苗20万個の安定供給が近年可能となった。</p>
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>⑤ 漁業経営セーフティネットへの加入促進 ・漁協及び市は、今後の燃油高騰及び養殖用配合飼料の高騰に備えとして、漁業経営セーフティネット構築事業未加入者に対し加入を促進する。 （佐世保市漁業用燃油高騰対策事業補助金による加入促進）</p> <p>⑥ 省燃油活動の推進 ・全養殖経営体は、船底及びプロペラの洗浄、研磨等定期的な清掃を実施し併せて減速航行を実施することで、燃油消費量の削減に努める。</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県及び佐世保市ブランド化推進対策事業（県、市）①、③ ・省燃油活動推進事業（国）⑤、⑥ ・漁業経営セーフティネット構築事業（国）⑤、⑥ ・佐世保市増養殖漁業振興対策事業（市）⇒養殖漁業底質改良事業支援 ・佐世保市水産振興協議会負担金（市）② ・佐世保市漁業用燃油高騰対策補助金（市）⑤、⑥

2年度（平成27年度）
（以下の取組を引き続き継続する。）

	<p>以下の取り組みを行い、基準年から1%の所得増加を見込む。</p> <p>【全体的事項】</p> <p>◎ 生産歩留まりの向上 養殖業者は、佐世保市水産センターと協力し、漁場環境等モニタリングを緊密に連携して行う。これにより、夏季及び冬季に発生する有害プランクトンや魚病の早期発見に努め歩留まり向上を図り、漁業収入の向上を目指す。 養殖業者は、「水産センターあり方検討委員会」の一員として、本年度に市に対し、危機管理（海況のモニタリング、魚病、貝毒等）の強化を求める答</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

申

書の提出を予定。
これを踏まえ、市は養殖漁業のリスク管理能力を強化する。

◎ 養殖業者と市は、平成26年度に佐世保市と友好親善都市の締結を行った釜山広域市西区関係者と協調し、西区にある釜山広域市国際水産物卸売市場の関係者と意見交換を行い、水産物の販路拡大にむけ引き続き検討を行う。

また、北米向けの輸出についても、県や関係団体と情報交換を行い、可能性について、検証を行う。

◎ 養殖業者と市は、各種媒体（新聞、テレビ、ラジオ、SNS等）を積極的に活用し、地元水産物の認知度向上に努める。

◎ 本年度佐世保市において、「九州漁港漁場大会」が開催されることから、漁協及び養殖業者はこの機会を利用して、佐世保市の水産物のPRに努める。

【個別の所得向上の取り組み】

魚類養殖

① 養殖トラフグの取り組み

・トラフグ養殖業者と漁協は、市のブランドとして認定を受けている「九州島とらふぐ」のブランド化を推進し魚価の向上を図る。具体的には以下に取り組む。

・適正養殖業者認定を受けたトラフグ養殖業者によるブランド化協議会は、使用する餌、飼育方法や飼育記録管理の統一等を定めたブランド魚育成マニュアルの確立と拡大に努め、生産履歴の確認が可能な安心で安全な養殖トラフグの生産を確立し販路開拓に取り組む。

・地元ホテル旅館業組合、飲食店等の協力店を募ってトラフグキャンペーンを実施しているが、平成27年度はハウステンボスを含め、各店舗を訪問し協力店拡大に努める

・また首都圏での販路開拓にも本年度3回上京し築地市場、トラフグ専門店、ホテル等に営業をかける。

・他に昨年度試作した、トラフグを原料とした加工品の本格的な販売へ移行する。

② 魚食普及活動の取り組み

・小学校、中学校の給食に地元養殖魚を提供し、地元養殖魚の認知度向上と魚食普及の拡大を図る。
(トラフグに続きブリの給食提供を検討。)

・また、漁業者は市水産課と協力して小中学校に対する魚料理教室を開催することで水産物の消費拡大を図る。また、成人向けの魚料理教室も検討する。

③ 既存加工施設の高度衛生化システム（ハサップ）への改築の検討

・養殖業者と関係漁協及び市は、今年度から始まるふるさと納税における返礼品として水産物の需要が高まるものと期待している。

また、今後は輸出にも傾注した戦略が不可欠であると考える。

このことから既存の加工施設の改築を検討するため、高度衛生管理の知識

漁業収入向上
のための取組

	<p>このことが実行の加速に繋がると期待するため、同及市上自治体の協力を有する有識者を組合に招聘し、具体案の作成に着手する。</p> <p>貝類養殖養殖</p> <p>④ イワガキの取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イワガキ養殖業者は、東京を中心としたオイスターバーに加え地元消費の拡大を推進するため、引き続き地元飲食店への営業を行う。 ・イワガキ種苗の供給を市の水産センターが担っていることから、水産センターは昨年に引き続きイワガキ種苗の安定供給に努めるとともに、関係機関と協力して二枚貝の餌となる植物プランクトンを大量に安定して供給することを可能とする技術開発に取り組む。 <p>⑤ 宮城系統マガキ人工種苗増産の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カキ養殖業者は、東日本大震災の後、生産に用いる種板が入手困難になっていることから、佐世保市水産センターと協力して人工生産の種板増産に努める。
漁業コスト削減のための取組	<p>⑧ 漁業経営セーフティネットへの加入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び市は、今後の燃油高騰及び養殖用配合飼料の高騰に備えとして、漁業経営セーフティネット構築事業未加入者に対し加入を促進する。 <p>⑨ 省燃油活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全養殖経営体は、船底及びプロペラの洗浄、研磨等定期的な清掃を実施し併せて減速航行を実施することで、燃油消費量の削減に努める。
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県及び佐世保市ブランド化推進対策事業（県、市）①、④ ・省燃油活動推進事業（国）⑧、⑨ ・漁業経営セーフティネット構築事業（国）⑧、⑨ ・佐世保市栽培漁業推進事業（市）⑥ ・佐世保市水産振興協議会負担金（市）② ・佐世保市増養殖漁業振興対策事業（市）⇒底質改良事業

3年度（平成28年度）

（以下の取組を引き続き継続する。）

漁業収入向上	<p>以下の取り組みを行い、基準年から3%の所得増加を見込む。</p> <p>【全体的事項】</p> <p>◎ 生産歩留まりの向上</p> <p>養殖業者は、佐世保市水産センターと協力し、漁場環境等モニタリングを緊密に連携して行う。これにより、夏季及び冬季に発生する有害プランクトンや魚病の早期発見に努め歩留まり向上を図り、漁業収入の向上を目指す。水産センターは、前年度の在り方研究会の答申を受け、養殖漁業者がもつめる「危機管理」の強化を図る。</p> <p>◎ 養殖業者と市は、釜山広域市西区関係者と協調し、西区にある釜山広域市国際水産物卸売市場の関係者と意見交換を行い、水産物の販路拡大にむけ引き続き検討を行う。</p> <p>また、北米やヨーロッパ、東アジアにむけた輸出についても、県や関係団体と情報交換を行い、可能性について、検証を行う。</p> <p>◎ 養殖業者と市は、各種媒体（新聞、テレビ、ラジオ、SNS等）を積極的に</p>
--------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

のための取組

活用し、地元水産物の認知度向上に努める。

【個別の所得向上の取り組み】

魚類養殖

① 養殖トラフグの取り組み

・トラフグ養殖業者と漁協は、市のブランドとして認定を受けている「九十九島とらふぐ」のブランド化を推進し魚価の向上を図る。具体的には以下に取組む。

・適正養殖業者認定を受けたトラフグ養殖業者によるブランド化協議会は、ブランド魚育成マニュアルを本年度までに確立する。このことにより、安心して安全な養殖トラフグの生産を確立し販路開拓に取り組む。

・地元でのフグ消費拡大のため、地元ホテル旅館業組合、飲食店等の協力店を募ってトラフグキャンペーンを本年も実施する。
漁協は、トラフグを原料とした加工品の本格的な販売をする。

② 魚食普及活動の取り組み

・小学校、中学校の給食に地元養殖魚を提供し、地元養殖魚の認知度向上と魚食普及の拡大を図る。
(本年度は養殖マダイ給食提供を実施。)

・また、漁業者は市水産課と協力して小中学校に対する魚料理教室を開催することで水産物の消費拡大を図る。また、成人向けの魚料理教室も行う。

③ 既存加工施設の高度衛生化システム（ハサップ）への改修実施

・漁協と市は、漁協の既存の水産加工施設について、前年度の検証結果をもとに作成された計画に基づき、ハサップに対応した施設の実施設設計を行い施設の改修に着手する。

・また完了後ハサップ認証を受ける。

・並行して、改修された加工場で加工される、新たな養殖魚加工品の販路開拓を行うとともに、ふるさと納税品としての商品開発を実施し、生産者の所得向上を図る。

④ 黒島のマグロ養殖とブルーツーリズムの融合による消費拡大

・漁協と養殖業者及び市は、黒島教会が平成28年度にユネスコ世界遺産に認定されることを契機に、地元のマグロ養殖を観光客へ活用できないか検討を行う。

⑤ 老朽化した餌料用保管冷蔵庫、貯氷庫等のHFCフロン対策

・佐世保市には、昭和40年代に急増した養殖漁業の餌料の調達を円滑にするため、昭和45年に500tの餌料用保管冷凍庫を、さらに昭和54年には1000の冷凍庫を市が建設した。この2基の冷凍庫は、当時の旧市内の5漁協及び市が出資した「佐世保餌料供給センター」に賃貸し、同センターが運営すること

で市内養殖業者への餌料供給に寄与している。

なお、現在冷凍庫は、餌料供給センターへ市から有償売却され、継続して

	<p>事業運営を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、この冷凍庫は老朽化が著しいこと、また、使用されている冷媒（HFCフロン）が2020年以降使用不可になることから、市内養殖業への餌料供給への影響評価を検討するとともに、将来の在り方や改修について検討を行う。 <p>貝類養殖養殖</p> <p>⑥ イワガキの取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イワガキ養殖業者は、東京を中心としたオイスターバーに加え地元消費の販路の拡大を推進するため、引き続き地元飲食店への営業を行う。 ・種苗の供給を市の水産センターが担っていることから、水産センターは引き続き供給量の安定化を図る。 ・また、水産センターは昨年まで取り組んだ技術開発で得られた結果を活用し、イワガキの効率的生産に努めるとともに生産数の増大に努める。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>⑩ 漁業経営セーフティネットへの加入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び市は、今後の燃油高騰及び養殖用配合飼料の高騰に備えとして、漁業経営セーフティネット構築事業未加入者に対し加入を促進する。（佐世保市漁業用燃油高騰対策事業補助金による加入促進） <p>⑪ 省燃油活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全養殖経営体は、船底及びプロペラの洗浄、研磨等定期的な清掃を実施し併せて減速航行を実施することで、燃油消費量の削減に努める。
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県及び佐世保市ブランド化推進対策事業（県、市）①、⑥ ・漁業経営セーフティネット構築事業（国）⑩、⑪ ・佐世保市増養殖漁業振興対策事業（市） ・佐世保市栽培漁業推進事業（市）⑧ ・佐世保市水産振興協議会（市、漁協）② ・地域住民生活等緊急支援のための交付金（国）③、⑨

4年度（平成29年度）
（以下の取組を引き続き継続する。）

	<p>以下の取り組みを行い、基準年から3%の所得増加を見込む。</p> <p>【全体的事項】</p> <p>◎ 生産歩留まりの向上</p> <p>養殖業者は、佐世保市水産センターと協力し、漁場環境等のモニタリングを緊密に連携して行う。これにより、夏季及び冬季に発生する有害プランクトンや魚病の早期発見に努め歩留まり向上を図り、漁業収入の向上を目指す。</p> <p>◎ 養殖業者と市は、平成26年度に佐世保市と友好親善都市の締結を行った釜山広域市西区関係者と協調し、西区にある釜山広域市国際水産物卸売市場の関係者と意見交換を行い、水産物の販路拡大にむけ引き続き検討を行う。</p> <p>また、北米やヨーロッパ、東アジアにむけた輸出についても、県や関係団体と情報交換を行い、可能性について、検証を行う。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

漁業収入向上
のための取組

◎ 養殖業者と市は、各種媒体（新聞、テレビ、ラジオ、SNS等）を積極的に活用し、地元水産物の認知度向上に努める。

◎ 養殖業者と漁協及び市は、補助事業活用する等し、養殖水産物の輸出に向けた製品開発や共同加工場建設の検討を行うため専門家やバイヤーの招聘等を行う。

【個別の所得向上の取り組み】

魚類養殖

① 養殖トラフグの取り組み

・トラフグ養殖業者と漁協は、市のブランドとして認定を受けている「九十九島とらふぐ」のブランド化を推進し魚価の向上を図る。具体的には以下に取り組む。

・適正養殖業者認定を受けたトラフグ養殖業者によるブランド化協議会は、ブランド魚育成マニュアルを全生産者に配布し、規格の統一化を進める。

・地元でのフグ消費拡大のため、地元ホテル旅館業組合、飲食店等の協力店を募ってトラフグキャンペーンを本年も実施する。

・また、トラフグの販路を基盤として他の養殖水産物の販路拡大に努める。漁協は、トラフグを原料とした加工品の本格的な販売に引き続き取り組む。

② 魚食普及活動の取り組み

・小学校、中学校の給食に地元養殖魚を提供し、地元養殖魚の認知度向上と魚食普及の拡大を図る。給食に漁協の加工場で生産した地元養殖水産物の加工品の提供について検討を行う。

・また、漁業者は市水産課と協力して小中学校に対する魚料理教室を開催することで水産物の消費拡大を図る。また、成人向けの魚料理教室も引き続き行う。

③ 既存加工施設を活用した販路の拡大

・漁協はハサップ認証を受けた水産物加工施設を活用し、トラフグを中心とした養殖魚の加工を促進するとともに、ふるさと納税の返礼品としての商品開発を引き続き進め、併せて新たな販路の開拓により販路の拡大を目指す。また、外部の指導者を招聘し、トラフグの身欠き技術の向上を図る。

④ 黒島の教会群認定に係るブルーツーリズムの推進

・漁協と養殖業者、市は、地元でマグロの養殖がなされていることから、認知度向上とマグロの消費拡大のため、観光客向けの体験ツアー（マグロ養殖池での餌やり体験など）や食材提供を行い、集客による所得の向上を図る。

⑤ 老朽化した餌料用保管冷蔵庫、貯氷庫等のHCF Cフロン対策

・漁協及び漁業者は、前年に実施した影響調査をもとに、今後の施設の整備について市及び関係機関と協議する。

貝類養殖養殖

⑥ イワガキの取り組み

・イワガキ養殖業者は、地元を中心としたイワガキの消費の

	<ul style="list-style-type: none"> ・イワガキ食糧未自給は、果実を中心としたイイメーターバーに加え地元消費の拡大を推進するため、引き続き引き続き地元飲食店への提供を行う。 ・種苗の供給を市の水産センターが担っていることから水産センターは引き続き供給量の安定化を図る。 ・また、水産センターは技術開発で得られた結果をさらに強化し、イワガキの効率的生産に努めるとともに、生産数の増大に努める。 <p>⑦ 宮城系統マガキ人工種苗増産の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カキ養殖業者は、佐世保市水産センターと協力し人工生産の種板増産に努める。本年度も目標を30万枚に設定するとともに、生産者の抑制技術の確立を図る。
<p>漁業コスト削減のための取組</p>	<p>⑩ 漁業経営セーフティネットへの加入促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁協及び市は、今後の燃油高騰及び養殖用配合飼料の高騰に備えとして、漁業経営セーフティネット構築事業未加入者に対し加入を促進する。 (佐世保市 漁業用燃油高騰対策事業補助金による加入促進) <p>⑪ 省燃油活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全養殖経営体は、船底及びプロペラの洗浄、研磨等定期的な清掃を実施し併せて減速航行を実施することで、燃油消費量の削減に努める。 <p>以上の取り組みにより、生産コストの5%削減を図る</p>
<p>活用する支援措置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県及び佐世保市ブランド化推進対策事業（県、市）①、⑥ ・漁業経営セーフティネット構築事業（国）⑩、⑪ ・佐世保市増養殖漁業振興対策事業（市） ・佐世保市栽培漁業推進事業（市）⑧ ・佐世保市水産振興協議会（市、漁協）② ・地域住民生活等緊急支援のための交付金（国）③、⑨

5年目（平成30年度）

（最終年度であり、今までの成果を検証するとともに、取組内容を見直しつつ、引き続き以下の取組みを確実に実施する。）

	<p>以下の取り組みを行い、基準年から4%の所得増加を見込む。</p> <p>【全体的事項】</p> <p>◎ 生産歩留まりの向上</p> <p>養殖業者は、佐世保市水産センターと協力し、漁場環境等のモニタリングを緊密に連携して行う。これにより、夏季及び冬季に発生する有害プランクトンや魚病の早期発見に努め歩留まり向上を図り、漁業収入の向上を目指す。</p> <p>◎ 養殖業者と市は、平成26年度に佐世保市と友好親善都市の締結を行った釜山広域市西区関係者と協調し、西区にある釜山広域市国際水産物卸売市場の関係者と意見交換を行い、水産物の販路拡大にむけ引き続き検討を行う。 また、北米やヨーロッパ、東アジアにむけた輸出についても、県や関係団体と情報交換を行い、テストマーケティングを行う。（北米向け）</p> <p>◎ 養殖業者と市は、各種媒体（新聞、テレビ、ラジオ、SNS等）を積極的に活用し、地元産物の認知度向上に努める。</p>
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

活用し、地元水産物の認知度向上に努める。

- ◎ 養殖業者および漁協と市は、補助事業を活用する等し、養殖水産物の輸出に向けた製品開発、共同加工場の建設検討のため専門家やバイヤー招聘等を行い輸出専門商社と協議を行い、輸出に向けた体制整備を進める。

【個別の所得向上の取り組み】

魚類養殖

① 養殖トラフグの取り組み

- ・トラフグ養殖業者と漁協は、市のブランドとして認定を受けている「九十島とらふぐ」のブランド化を推進し魚価の向上を図る。具体的には以下に組み合わせる。

- ・地元でのフグ消費拡大のため、地元ホテル旅館業組合、飲食店等の協力店を募ってトラフグキャンペーンを本年も実施する。

- ・また、トラフグの販路を基盤として他の養殖水産物の販路拡大に努める。
- ・漁協は、トラフグ及び他の未利用水産物の価値を高めるため、給食や他の流通機関と業務提携を行い、加工品の販売拡大に努める。

② 魚食普及活動の取り組み

- ・小学校、中学校の給食に地元養殖魚を提供し、地元養殖魚の認知度向上と魚食普及の拡大を図る。給食に漁協の加工場で生産した地元養殖水産物の加工品の提供について検討を行う。

- ・また、漁業者は市水産課と協力して小中学校に対する魚料理教室を開催することで水産物の消費拡大を図る。また、成人向けの魚料理教室も引き続き行う。

③ 加工施設による養殖魚類の共同処理の推進

- 漁協はハサップ認証を受けた水産物加工施設を活用し、トラフグを中心とした市内の養殖魚の加工を促進するとともに、ふるさと納税の返礼品としての商品開発を引き続き進め、併せて新たな販路の開拓により販路の拡大を目指す。

また、外部の指導者を招聘し、トラフグの身欠き技術の向上を行う。

④ 黒島の教会群認定に係るブルーツーリズムの推進

- ・引き続き、地元でマグロの養殖がなされていることから、観光客向けの体験ツアー（マグロ養殖地）や食材提供を行い、マグロ養殖の認知度向上と、ブルーツーリズムの集客による所得の向上を図る。

貝類養殖

⑥ イワガキの取り組み

- ・イワガキ養殖業者は、東京を中心としたオイスターバーに加え地元消費の拡大を推進するため、引き続き地元飲食店等への営業を行う。
- ・種苗の供給を市の水産センターが担っていることから供給量の安定化を図る。
- ・また、水産センターは技術の開発等で前年度までに得られた結果を活用し、

漁業収入向上のための取組

	<p>イワガキの効率的生産に努めるとともに生産数の増大に努める。</p> <p>⑦ 宮城系統マガキ人工種苗増産の取り組み カキ養殖業者は、佐世保市水産センターと協力して人工生産の種板増産に努める。本年度も目標を30万枚に設定するとともに、生産者の抑制技術の確立を図る。</p> <p>⑧ カキ人工種苗増産の取り組み</p>
漁業コスト削減のための取組	<p>⑧ 漁業経営セーフティネットへの加入促進 ・漁協及び市は、今後の燃油高騰及び養殖用配合飼料の高騰に備えとして、漁業経営セーフティネット構築事業未加入者に対し加入を促進する。 (佐世保市漁業用燃油高騰対策事業補助金による加入促進)</p> <p>⑨ 省燃油活動の推進 ・全養殖経営体は、船底及びプロペラの洗浄、研磨等定期的な清掃を実施し併せて減速航行を実施することで、燃油消費量の削減に努める。</p> <p>以上の取り組みにより、生産コストの5%削減を図る</p>
活用する支援措置等	<ul style="list-style-type: none"> ・長崎県及び佐世保市ブランド化推進対策事業（県、市）①、⑥ ・漁業経営セーフティネット構築事業（国）⑩、⑪ ・佐世保市増養殖漁業振興対策事業（市） ・佐世保市栽培漁業推進事業（市）⑧ ・佐世保市水産振興協議会（市、漁協）② ・地域住民生活等緊急支援のための交付金（国）③、⑨

※プランの実施期間が6年以上となる場合、記載欄は適宜増やすこと。
 ※「活用する支援措置等」欄に記載するのは国の支援措置に限らない。

該当なし

漁業所得の向上10%以上	基準年	
	目標年	

5 関連施策

活用を予定している関連施策名とその内容及びプランとの関係性

事業名	事業内容及び活力再生プランの関係性
①漁業経営セーフティネット事業	
②佐世保市漁業用燃油高騰緊急対策事業（市単独補助）	
③「売り出せ！水産ながさき」販路拡大事業	
④ 養殖業収益性向上緊急対策事業（県補助）	
⑤「生産サイクルの早い」短期養殖推進事業	○ 漁業コスト削減の取り組み⇒ ①、2
⑥ 地域住民生活等緊急支援のための交付金（国）	○ 収益性の向上 ⇒ ③、④、⑤、⑥、⑦、⑧ ⑨、⑩
⑦ 佐世保市水産物産地化・ブランド化事業補助（市単独補助）	○ 加工施設の改修等 ⇒ ⑥ ○ 冷凍冷蔵庫等共同利用施設の改修、新築 ⇒ ⑪
⑧ 佐世保市増養殖漁業振興対策事業（市単独事業）	○ 水産基盤施設の整備、維持管理 ⇒ ⑫
⑨ 佐世保市栽培漁業促進事業（市単独補助）	
⑩ 長崎県農商工連携ファンド事業	
⑪ 産地水産業支援交付金（国）	
⑫ 地域水産物供給基盤整備事業（国、県、市）	

※具体名長串事業名が記載できない場合は、「事業名」は「未定」とし、「事業内容及び活力再生プランの関係性」のみ記載する。

※本欄の記載により、関連施策の実施を確約するものではない。